

マムルーク朝時代におけるワクフ解消に関する一考察

愛 宕 あもり

四天王寺大学紀要
大 学 院 第16号
人文社会学部・教育学部・経営学部 第55号 2013年3月
短期大学部 第63号
(抜刷)

マムルーク朝時代におけるワクフ解消に関する一考察

愛 宕 あもり

I. はじめに

イスラームの財産寄進制度であるワクフは、前近代イスラーム世界において社会的経済的に重要な役割を果たしてきた。イスラーム法上の定義では、ワクフとは、個人が土地や建物など何らかの収益を産む自己の私有財産の所有を放棄し、そこからの収益を特定の慈善目的のために永久に充てる行為である。慈善目的とは、たとえば、モスク、マドラサ（学院）、スーフィー道場、病院、救貧院等の運営や旅人・貧者への施し、自己の子孫への利益供与が含まれる。ワクフ設定後は売買・贈与・相続など一切の所有権の移動が認められない。

ワクフ財やワクフ対象の決定、またこれらの財源や施設の維持・管理、財務の監督を行う管財人の決定も、設定者の自由意思にまかせられている。管財人の地位には設定者自身、その死後は子孫が就くことも可能で、現実にはそのような場合が多かった。

ワクフ対象の決定は設定者に委ねられていたので、様々な理由から私有財産を守るためにワクフが利用され、子孫を受益者にすることが一般に行われた。子孫を受益者に指定することの合法性は、親族・子孫への施しは善行であるという解釈などに求められているが、ワクフ制度の始まり以来近代にいたるまで、この合法性が問題とされるようなことはなかったと思われる。小規模のワクフでは受益者が子孫だけという場合が見られた。11 世紀のマドラサの普及とともに宗教・慈善施設の運営にワクフ制度が利用されるようになったが、大規模のワクフ設定においても公共的な対象と私的な対象、すなわち子孫への収益の配分などが組み合わされていた。

このように宗教心の発露や善行への希求と、富の保持・拡大という聖俗両面の満足を得ることのできるワクフ制度は、大いに普及した。ワクフ制度の普及と発展は宗教・教育・公共施設の設立と運営を支え、財源となる店舗、工場、隊商宿、公衆浴場などの商業施設や住宅の建設を促した。また、イスラームの知識人であるウラマーはワクフに支えられたマドラサで学び、そして学問修得後は、彼らの生計はワクフ組織からの俸給によって支えられていた。このようにワクフは商業、文化、宗教、社会生活上のさまざまな活動に大きな影響を与えたのである。

しかしながら、ワクフ制度の発展は、国家財政の点からは問題を孕む状況も生じさせた。マムルーク朝時代において、マムルークたちは財産の保全手段としてワクフ制度を利用し、富の拡大のためには違法行為すら堂々とやってのけるようになった。ワクフ財の獲得のために国有地を私有地とし、ついではそれをワクフ地とすることも行った。これはイスラーム法上、無効であるはずである。ワクフに設定できる物は、自身が所有し処分できる私有財産であるべきであるからである。しかしながら、実際にはスルターンをはじめ有力アミールたちの間でその傾向

は強められたのである。ワクフ法では、売買などの所有権の移動が一切認められないとされているが、イスティブダールと呼ばれる交換や有力者による賃貸借による私物化によってワクフが売却されたり取り消されたりすることが次第に頻繁に行われるようになった。法手続き上何の不備もないワクフが取り消されることもあった。富の蓄積のためにワクフが利用された。

こうして進行したワクフ地の増加について、歴史家マクリーズィー al-Maqrīzī (845/1442 年没) は以下のように述べる。

スーフィー道場、マドラサ、モスク、墓廟のワクフから得られる収入の多さは限界を超えてしまっている。トルコ人の王朝（マムルーク朝）においてマドラサやモスクや墓廟その他が建設されたためである。彼らはエジプトやシリアの土地を——その中には不毛の地も含まれるのであるが——[国庫から]分離させ、それらの土地を所有する方策を生み出し、彼らが望むように様々な支出に充てるように、それらの土地をワクフに設定したのである^①。

14 世紀後半以降、スルターンやアミールらの有力支配層が自己の財産形成のためにワクフを利用したことについては、最近の研究が明らかにしているところである^②。しかし、それ以前についてもワクフの解消や私物化は行われていた。本稿ではその事例を紹介し、それがイスラーム法的にどのように説明されたかを論及する。

Ⅱ. ワクフの解消について

マムルーク朝ではスルターンやアミールなど有力軍人によってワクフ財産が狙われ、没収されるというケースが見られる。

スルターン・ナースィル al-Nāṣir Muḥammad b. Qalāwūn の治世第 3 期 (709-41/1310-41 年在位) に起きた事件は以下のものである。

(一) 709 年 (1310 年)、スルターン・ナースィルはカーディーたちを招集して、前スルターン・バイバルス 2 世 al-Muẓaffar Baybars と執権サッラール Sallār がワクフにしていた私領地 (diyā') や私有財産 (amlāk) は、国庫 (bayt al-māl) の資金で購入されたという証拠をあげ、カーディーたちに[これらのワクフは無効であると]判決を下させると、スルターンはカラクの太守 (nā'ib) アミール・アークーシュ Āqūsh とスルターン私産監督官 (nāẓir al-khāṣṣ) カリーム・アッディーン Karīm al-Dīn 'Abd al-Karīm に命じてバイバルス 2 世の遺産を売却させた。取得した代価の半分をスルターンに、残り半分をバイバルス 2 世の娘、アミール・バルラギー Amīr Barlaghī 夫人に渡した^③。

前スルターンのバイバルス 2 世と執権サッラールの設定したワクフ地は、もともとは国庫の資金で購入された私領地や私有財産から成っていたということで、彼らの所有していた「私有財産」は、彼ら自身の所有する真の私有財産ではなかったとされ、それをワクフとすることは無効となった。没収されて売却され、半分をスルターンが取得したことが述べられている。

(二) 717 年 (1317 年)、スルターン・ナーシルは、カイロのフィール池 (Birkat al-Fīl) にあってパイバルス 1 世 al-Zāhir Baybars が子供たちを受益者として設定したワクフ地を、他の土地との交換を条件にして手に入れようとした。そしてハナフィー派大カーディーのハリリー Shams al-Dīn al-Ḥarīrī に判決を求めた。しかし大カーディーはそれを認めず、「私の学派では、イスティブダールは合法とされない」と述べて却下した^④。これを聞いた同学派のフサイニーヤ地区のカーディーのシラージュ・アッディーン Shirāj al-Dīn ‘Umar b. Muḥammad が、大カーディーに任命してくれればスルターンの希望通りの判決をすると約束して、大カーディーに任命され、ワクフ地の交換を裁定した。しかし、この大カーディーはその後 2 か月余りで病没した^⑤。

イスティブダールについては後述するが、ワクフ物件の交換を指す。ワクフ物件である農地の収穫率の低下、あるいは建物の老朽化によって価値が下がったとき、イスティブダール (istibdāl) と呼ばれる買い替えや、ムナーカラ (munāqala) と呼ばれる代替を行い、ワクフを継続する。イスティブダールとは、ワクフ物件を売却して、その代金をもって他の物件を購入し、従前と同じ条件の下でワクフを継続することを指す。ムナーカラとは、ワクフ物件を他の物件と交換し、やはり従前と同じ条件の下でワクフを継続することを指す。両方を併せてイスティブダールとも呼ばれる^⑥。

この事例において、同じハナフィー派に属するカーディーが、一人はイスティブダールを認めず、他の一人は認めるというように意見が分かれている。一般的にハナフィー派はイスティブダールを認める傾向にあるとされているが、ハナフィー派のすべての法学者がそれを認めているわけではない。これについても後述する。

(三) 723 年 (1323 年)、スルターン・ナーシルはカーディーでスルターン私産監督官のカリーム・アッディーンを逮捕して、彼の財産をすべて没収しようとした。この中に、ワクフ地も含まれていた。スルターンがこのワクフ地の没収を大カーディーたちに命令したところ、シャーフィイー派大カーディーのバドル・アッディーン Badr al-Dīn Muḥammad b. Jamā’a が、これは適正な法手続きによってワクフが成立しているという理由によって反対した。そこでスルターンはカリーム・アッディーンに不利な証言を行う公証人たちを任命し、彼の土地 (‘aqār) その他の、それがワクフであれ、自由財産 (ṭalq) であれ、彼の所有するすべてのものはスルターンの金で得たものであって、カリーム・アッディーン自身のお金で得られたものでない、と証言させた。その結果、ワクフは無効となり、カリーム・アッディーンの私有財産はすべてスルターンの所有物となった。スルターンは没収した財産の一部をワクフとし、それを al-Waqf al-Nāṣirī と名付けたが、実際的にはワクフとしての取り扱いはしなかった^⑦。

カリーム・アッディーンはスルターンが 709 年にワクフ地を没収した際、その任務を負った人物である。その際は私有財産の出所が国庫の金であったが、今回はスルターンの金であった。

(四) 754 年 (1353 年)、有力アミールのサルガトミシュ *Ṣarghatmish* は、逮捕した宰相イブン・ザンブール *ʿIbn al-Dīn Ibn Zanbūr* のワクフ財を解消させ、それを売却しようとした。サルガトミシュは 4 法学派の大カーディーたちを城砦内の正義の館 (*Dār al-ʿAdl*) に集め、彼らにイブン・ザンブールのワクフの解消を求めた。ところがシャーフィイー派の大カーディー・イZZ・アッディーン *ʿIzz al-Dīn Ibn Jamāʿa* が反対し、これにハンバル派の大カーディー・ムワフファク・アッディーン *Muwaffaq al-Dīn ʿAbd Allāh* が同調した。サルガトミシュは「お前たちの害悪をもたらす見解で国を滅ぼすつもりか」と激しく怒り、スルターン・ナーシルがカリーム・アッディーン *ʿIbn al-Dīn* のワクフを解消させた場合の裁定を引き合いに出して論証しようとした。しかしながら大カーディー・イZZ・アッディーンは「カリーム・アッディーン *ʿIbn al-Dīn* の私有財産の場合は、すべて彼がスルターンの財産を管理することによって得られたものであったのであるから、それはカリーム・アッディーンのお金でなく、スルターンのお金で得られた財産であった。そのことが証明されて裁定が出され、ワクフの解消が合法と認められたのである。しかし、イブン・ザンブールの場合は、たとえ彼が宰相であったとはいえ、彼の財産は彼が行っていた商業行為によって得られたものであり、そのような財産からなされたワクフや資産を没収することは合法でない」と反駁した。結局、サルガトミシュの提案は否決された^⑧。

(五) 730 年 (1330 年)、アミールのカウスーン *Qawṣūn* はカイロのズワイラ門外にモスクを建設していた。アミールは、このモスクを拡張するために、隣接する公衆浴場を買収しようとした。ところがこの公衆浴場はアミール・アーケーシュ *Jamāl al-Dīn Āqūsh* がかつてワクフとして寄進したものであった。そこでこのワクフを解消するためのヒヤル (*ḥiyal*) が考えられた。公衆浴場の側壁が壊されたのである。公証人たち (*shuhūd*) がその場に出向いて臨検し、「この公衆浴場は荒廃して利益を生まず、隣人や通行人に危害を与えかねない。よって傷んだ建物は売却されることが公共の利益になると思われる」という証言を記した調書 (*maḥḍar*) を作成した。ハンバル派大カーディーのタキー・アッディーン *Taqī al-Dīn Aḥmad b. ʿUmar* はこの証人調書に基づき、ハンバル派の法規定どおりに売却の裁定を下した。ところで証人調書が作成されていたとき、一人の公証人が署名することを拒み、「神に誓って、今日早朝にこの公衆浴場に入って身を清めて出たときには、浴場は何事もなく建っていた。昼に見ると、それが壊れているとは」と言って、立ち去って行った。そこで代わりの者が呼び出されて署名した。ハンバル派の法規定に従ってその調書の正しさが証明され、売却を認める裁定が出された。カウスーンはアーケーシュの息子からその公衆浴場を買い取った^⑨。

ワクフ解消に動いた当事者たちは、ワクフ物件の公衆浴場の側壁を破壊するというヒヤルを用いたが、ヒヤルとは「関係者が自分の目的や意図を直接実現しようとする」と違法になるとき、工夫によって合法的に目的を達成しようとする方法」である。後述するように、ハンバル派の通説ではワクフ物件の買い替えなどのイスティバダールが認められていない。ゆえに公衆浴場

を破壊して、収益の上がらない公共の利益にならない物件にして、その売却を合法化したのである。

Ⅲ. バルクークの諮問会議

前章においてワクフの解消や売却を見てきたが、この章では国有地の売却とワクフ化の事例をとりあげる。

先行研究によれば、741/1341年にスルターン・ナーシルが亡くなった後、政治的混乱とペストの流行を契機として、国家の有力者による国有地の購入とそれのワクフ化が急速に進行した。国庫から多くの農地が私有地として売却され、それが宗教施設、もしくはスルターンやアミールたちの子孫を受益対象としたワクフにされた。宗教施設を建設するものの運営に必要な分量以上の大規模な資産をワクフ財に設定して、余剰分を管財人と受益者に供与し、管財人と受益者の地位にある設定者自身と子孫の富の拡大をはかるワクフの形態が主流となっていた^⑩。

このような状況において、後にスルターンとなってブルジー＝マムルーク朝を開くバルクーク Barqūq は、アターベクとなった翌年、780/1379年に、国有地の私有地化・ワクフ地化を非合法とし、それらの国家への返却を意図して、アミールやウラマーを召集した諮問会議を開いた。

[780年ズー・アルヒッジャ月]16日(1379年4月5日)、大アミール・バルクークはカーディーたちとウラマーを召集し、金曜モスク・マスジド・マドラサ・ハーンカー・ザーウィヤ・リパートや、スルターン・アミール・その他の者たちの子孫や、慈善リズカ地のために設定されたワクフ地の解消に関する討論を行うために、そして国庫に属するエジプト・シリアのハラージュ地の売却が合法か否かの協議を行うために、会議を開いた。エジプト・シリアの土地の内、ワクフとされた土地と私有とされた土地——その額は毎年膨大な金額となっている——に関する書類が提示され、会議に出席していたアミールたちやウラマーの前で読み上げられた。そしてアミール・バルクークは「こうしたことがムスリムの軍隊を弱めているのだ」と言った^⑪。

バルクークがウラマーやアミールたちの列席するこの会議で説明した内容は、宗教施設のためのワクフ地やスルターン、アミールら支配層の子孫のためのワクフ地が増加したこと、そのワクフのために国庫からハラージュ地が喪失し、そのことで国庫に多額の損失が生じていること、またそのために軍隊に損害を与えていること、である。バルクークの意図は、ウラマーから国庫に属するハラージュ地の売却は違法であるという判断を得て、ワクフ地を没収しようとするものであったと考えられる。

この会議でバルクークに賛同したのは、シャーフィイー派大カーディーのイブン・アビー・アルバカー Badr al-Dīn Ibn Abī al-Baqā'であった。しかし他のウラマーは「すでに下されたカーディーの判決を取り消すことはできない」という訴訟法上の規定を盾にして反対した。ここで言われている「すでに下されたカーディーの判決」とは、カーディーによるワクフ設定認可の判決を指している。

この会議の最中、シャイフ・アルイスラームのブルキーニー-Shirāj al-Dīn al-Burqīnī (805/1403 年没) は以下のファトワーを出した。

金曜モスクやマスジドやマドラサやハーンカーなどのワクフは、ウラマーと法学者、ムアッジンと礼拝導師などのためのものである。それゆえ誰もそれを取り消すことはできず、ムスリムにはそうしたことを強いる権利はない。もし取り消すならば、我々の権利に応じて、我々が収入を得られるための官庁を設置されよ。そうすれば、我々が、我々にワクフとして与えられているものよりも多額の費用を要求していないことをご理解されるであろう。一方、ウワイシャ‘Uwaysha やフタイマ Fuṭayma^⑩ (支配層の子孫を嘲弄した表現) のために設定されたワクフ地、欺瞞的方法によって国庫から購入されたワクフ地については、審議しなければならない。もしそれがシャリーアに則って獲得されたならば、それを取り消すことはできない。そうでなければ、取り消すことができる^⑪。

このファトワーの要点は 3 点ある。第一に、宗教施設のためのワクフについては、そこからの収入を得ることはウラマーの権利であり、その没収を拒否する。第二に、受益対象や国有地の入手手段に疑いのあるワクフについては、取消の可能性もある。第三に、国有地の売却やそこからのワクフ設定の合法性もしくは非合法性については述べていない。

このバルクークの諮問会議では、結局のところ、国有地を購入しそれをワクフに設定することの合法性を問う議論はなされなかった。

また、この会議において統一された結論は出されなかったが、マクリーズィーは、多くのワクフ地が選び出されて取り消され、これらはイクター地に編入された^⑫と述べている。

IV. イスティブダール

マムルーク朝時代、バルクークの大アミール時代までのワクフ地の解消や没収に関わる事例を見てきた。ワクフ地の解消や没収は後期マムルーク朝期において大規模に行われたことが明らかにされているが、前期マムルーク朝期においても、すでにスルターンやアミールがワクフの変更や解消を行っていたことは、前記の事例より確認できるところである^⑬。

しかしながら、ワクフの変更や解消は法的に許される行為なのであろうか。前述したように、ワクフとは永久に所有権の移動が禁止された寄進行為であるから、売却や解消はワクフ規定の根幹に抵触すると言わざるを得ない。ところが実際にはそれらが行われていたのである。このような法的に問題のある売却や解消に合法性を与えた手法がイスティブダールである^⑭。

イスティブダール (istibdāl) の語義は「交換」である。ワクフ物件である農地の収穫率の低下、あるいは建物の老朽化によって価値が下がったとき、イスティブダールと呼ばれる買い替えや、ムナーカラ (munāqala) と呼ばれる代替を行い、ワクフを継続する。イスティブダールとは、ワクフ物件を売却して、その代金をもって他の物件を購入し、従前と同じ条件の下でワクフを継続することを指す。ムナーカラとは、ワクフ物件を他の物件と交換し、やはり従前と同じ条件の下でワクフを継続することを指す。両方を併せてイスティブダールとも呼ばれている^⑮。

このように定義されるイスティブダールであるが、イスラーム法上の規定を法学者の学説から見てみることにしよう。

まず、ハナフィー派はイスティブダールについてどのように考えているのであろうか。マムルーク朝末期のハナフィー派法学者タラーブルシー al-Ṭarābulusī (922/1516 年没) は、『ワクフ規定の手引書 al-As'āf fi Ahkām al-Awqāf』のなかでイスティブダールについて論じている。その内容を以下に要約する^⑧。

ワクフ設定者が自身の土地をワクフに設定する際、「その土地を売却して別の土地を購入することができ、新しく購入した土地は最初の土地と同様の規定に従うワクフとする」という条件をつけて設定した場合、それは認められるか。

上記の問を提示した後、タラーブルシーはハナフィー派法学者の学説を語っている。なお、問中の「その土地を売却して別の土地を購入することができ、新しく購入した土地は最初の土地と同様の規定に従う」とは、イスティブダールを指している。

アブー・ユースフ Abū Yūsuf (182/798 年没) はこの条件を、つまりイスティブダールをイスティフサーンとして認め、ヒラール Hilāl al-Ra'y (245/859 年没) とハッサーフ al-Khaṣṣāf (261/874 年没) はアブー・ユースフの見解を是認した。しかしシャイバーニー Muḥammad al-Shaybānī (189/805 年没) はイスティブダールを無効であるとした。タラーブルシーの見解は次のようである。

シャイバーニーの説は間違っており、アブー・ユースフの説が正しい。彼が述べるところによれば、ワクフはある土地から別の土地への移動が許されている。誰かがワクフ地を保有し水を大量に与えずに農業に適しなくなった場合、その価値を補償し、その価値で購入すれば、その土地は最初のワクフ地の規定に従うワクフとなる。同じく、ワクフ地が災害で収穫が少なくなった場合、イスティブダールを行うことは適正である。イスティブダールの条件が付けられていない場合は、カーディーの判決に従う。ただしこの判決を下すことのできるカーディーは敬虔さと最高の法知識を有した者でなければならない。現在は、あまりにもワクフの解消 (ibtāl) が頻繁に行われているが、この状況は好ましいものではない。

タラーブルシーによってハナフィー派の学説をまとめると、次のようである。

第一に、イスティブダールについて、ハナフィー派の統一した学説があるわけではない。

第二に、ワクフ設定の際、イスティブダールについての定款が定められている場合、アブー・ユースフ、ヒラール、ハッサーフは、そのイスティブダールを合法と考える。

第三に、シャイバーニーはイスティブダールを非合法と考える。

第四に、ワクフ設定の際、イスティブダールの定款が定められていない場合、タラーブルシーはイスティブダールを認めるかどうかはカーディーの判決による、とする。

第五に、タラーブルシーは当該時代のワクフ解消を悪弊と考えている。

タラーブルシーは、イスティブダールの定款がないワクフにおいて、当時のカーディーがイスティブダールによるワクフ解消を承認していることを述べている。

ハンバル派の学説については、堀井聡江が『イスラーム法通史』のなかで 14 世紀のダマス

クカスの事例を取り上げ言及している。それは以下のようなものである^⑩。

ダマスカスのハンバル派大カーディーのイブン・カーディー・アルジャバル Ibn Qāḍī al-Jabal (772/1370 年没) は、その師であったイブン・タイミーヤ Ibn Taymīya (728/1328 年没) の学説に従い、侍従長サイフ・アッディーン・アルイスマイーリー Sayf al-Dīn al-Ismaʿīlī のワクフ地の代替を有効とする判決を下した。イブン・タイミーヤの学説では、マスラハ（公共の利益／ここではワクフ物件からの収益の増大）が実現されるという条件が満たされるならば、買い替えや代替は有効であるとされているからである。

ところが、当時のシリアにおけるハンバル派の大カーディー・マルダーウィー Jamāl al-Dīn al-Mardāwī (770/1367 年没) は、この判決が同派の通説に反するとして憤慨し、758 年 (1357 年)、ハンバル派の法学者を集めて会議を開き、この問題を検討した。議論は沸騰したが、参加者の多くは通説に従い、買い替えや代替を違法とするマルダーウィーの見解を支持した。その後、ハンバル派の法学者たちは、買い替えや代替を擁護する、またはこれを否定する立場からそれぞれ論文を発表した。

マルダーウィーがイブン・カーディー・アルジャバルの判決を批判した論文の要旨は、まだ収益を上げることのできるワクフの買い替えや代替は許されず、これは、イブン・ハンバル以来、この学派の一致した見解として踏襲されてきた学説である、というものであった。

そして、堀井によれば、この論争の後、後世のハンバル派においては、ワクフがまったく収益を産まなくなつてはじめて買い替えや代替を有効とする説が定説となったということである。

さて、皮肉なことに、マルダーウィーは、その後、767/1367 年に、自身の任命した公証人の多くがワクフの売却を許可していたとの理由で、スルターン・シャアバーン al-Ashraf Shaʿabān (764-78/1363-77 年在位) のマザーリムに告訴され、調査の命令が下された^⑪。この告訴が反対派の陰謀によるものなのか、または事実であるのか不明であるが、もしも事実であるとすれば、ワクフ売却に強い制限を付しているマルダーウィーの膝元で、また学派の通説を無視する形で、ワクフの売却が許可されていたということになる。

以上のように、マムルーク朝時代の法学者のイスティブダールに対する見解は、学派により異なり、学派内でも異なるが、法規定や法解釈は現実の状況を反映して変化していくものであることを示している。

V. おわりに

一度ワクフに設定された物件であっても私有地に転換することができたのは、イスティブダールの手法によるものであったが、ワクフ地の私有地化について、サハーウィー al-Sakhāwī は、850/1446 年の記事において、次のように述べている。

カイロでは私有財が何度もワクフとなり、ワクフが何度も私有財となることが繰り返された^⑫。

マムルーク朝時代の有力支配層によるワクフ地の私有地化はイスティブダールによるばかりではなかった。本論考の対象時期である前期マムルーク朝時代にはまだ顕在化していなかつ

たが、8/14 世紀後半より、マムルーク軍人は賃貸借によってワクフ地を私有地としていき、それは多くの弊害を生じさせた。マクリーズィーは以下のように述べる。

そして彼（バルクーク）が玉座に就いたとき（784/1382 年）、彼のアミールたちはワクフ財源であるこれらの地区を賃借し、それを彼らが賃借した額より高い賃料で農民に賃貸するようになった。そしてバルクークが死去すると、このことは途方もなく広まり、国家の人々がエジプト・シリアの全てのワクフ地を占有した。彼らの内の最も善良な者は、その収入の権利者に彼の収入となったものの 10 分の 1 ほど支払うが、そうでない彼らの多くは全く何も支払わなくなった。特にこのことはシリア地方で起こった。こうしてワクフは荒廃し、奪われた。このため、806 年（1403-04 年）以後に起こったこの不幸な状況の中で、最悪の被害にあった人々は法学者たちであった。それは、彼らに対して設定されたワクフの荒廃と売却と国家の人々によるそれらの土地の占有が原因である^②。

マクリーズィーによれば、アミールたちによるワクフ地の賃借は、国有地のワクフ化の進行がイクター制と国庫の損害になっているとして、その解消を目論んでバルクークが開いた 780/1379 年の諮問会議以降、広く行われるようになった。

ワクフの解消と私有地への転換は、後期マムルーク朝に特徴的なことであるが、その現象の萌芽は前期マムルーク朝時代にあったことを述べて本論考を終える。

註

- ① al-Maqrīzī, *Al-Mawā'iz wa-al-I'tibār fī Dhikr al-Khiṭaṭ wa-al-Āthār*, Ayman Fu'ād Sayyid (ed.), 5vols., London, 2002-04, vol.4, p.178.
- ② 五十嵐大介「マムルーク体制とワクフ・イクター制衰退期の軍人支配の構造―」(『東洋史研究』66 巻 3 号、2007 年)。
- ③ Al-Maqrīzī, *Kitāb al-Sulūk li-Ma'rifat Duwal al-Mulūk*, 4vols., Cairo, 1939-73, vol.2, p.82; Escovits J.H., *The Office of qāḍī al-quḍāt in Cairo under the Bahrī Mamulūks*, Berlin, 1984, p.149; Nielsen, J. S., *Secular Justice in an Islamic State: Mazālim under the Bahrī Mamlūks, 662/1264-789/1387*, Istanbul, 1985; 森本公誠「イブン=ハルドゥーンの見たエジプトの司法界」142 頁『藤本勝次、加藤一朗両先生古希記念 中近東文化史論叢』、関西大学文学部史学地理学科合同研究室、1992 年、142 頁；カリーム・アッディーンについては、五十嵐『中世イスラーム国家の財産と寄進』刀水書房、2011 年、9-10 頁。
- ④ Sulūk, vol.2, p.173; 森本、142 頁。
- ⑤ Sulūk, vol.2, pp.173-174; 森本、142 頁。
- ⑥ 堀井聡江『イスラーム法通史』山川出版社、2004 年、134-140 頁。
- ⑦ Sulūk, vol.2, pp.243-244, p.888; Escovitz, pp.148-149; 森本、142 - 143 頁。
- ⑧ Sulūk, vol.2, pp.888-889; Escovitz, pp.149-50; 森本、143 頁。
- ⑨ Sulūk, vol.2, pp.320-321; Escovitz, p.150; 森本、144 頁。
- ⑩ 五十嵐大介「「国有地ワクフ」をめぐるイスラーム法上の議論——12~16 世紀——」『東洋学報』第 88 巻 第 4 号、2007 年、028-029 頁。
- ⑪ Sulūk, vol.3, p. 345.
- ⑫ 'Uwaysha と Fuṭayma は女性の名前である'Āish と Fāṭima の縮小形。

⑬ Sulūk, vol.3, pp. 345-347; Escovitz, pp.152-153; Nielsen, pp.12-121; 森本、144-145 頁。

五十嵐大介「後期マムルーク朝におけるムフラド庁の設立と展開—制度的変化から見るマムルーク体制の変容—」『史学雑誌』113 編 11 号、2004 年、6-8 頁；同「「国有地ワクフ」をめぐるイスラーム法上の議論——12~16 世紀——」『東洋学報』第 88 巻第 4 号、2007 年、031-032 頁。

⑭ Sulūk, vol.3, p.347.

⑮ Escovits, pp.147-154.

⑯ イスティブダールについては、松田俊道「ワクフの解消について」『中央大学アジア史研究』15、35-50 頁、1991 年を参照。

⑰ 堀井、134-140 頁。

⑱ Al-Ṭarābulusī, *al-As'āf fī Ahkām al-Awqāf*, Bayrūt, 1981. pp.32-39.

⑲ 堀井、134-140 頁。

⑳ Ibn Kathīr, *Al-Bidāya wa-al-Nihāya*, Bayrūt, n.d., 14vols.,vol 7, p.333.

㉑ al-Sakhāwī, *al-Tibr al-Masbūk fī Dhayr al-Sulūk*, Cairo, n.d., p.164.

㉒ Khīṭaṭ, vol. 4, p.178.